

# 一般社団法人日本気象予報士会広島県支部規約

(2010年4月24日制定施行、2011年4月23日一部改正)

2011年4月23日一部改正

## (支部の名称)

第1条 本支部は、一般社団法人日本気象予報士会（以下、「日本気象予報士会」という。）  
広島県支部と称する。

## (目的)

第2条 日本気象予報士会広島県支部（以下、「支部」という。）は、気象に関する調査研  
究をするとともに、支部員相互の交流を図り、気象予報士の技術研鑽に努めることを目  
的とする。

## (支部員)

第3条 支部員とは、日本気象予報士会会員で、所属する支部として広島県支部を選択し、  
日本気象予報士会に届け出た者をいう。

## (支部役員)

第4条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 支部を代表し、会務を処理する。
- (2) 副支部長 支部長を補佐し、会務を処理する。
- (3) 会計 支部の会計を行う。
- (4) 幹事 支部のホームページ並びにメーリングリスト管理、企画、渉外等の職務を担当  
する。

## (役員を選出)

第5条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 支部長 支部員の互選により1名選出し、日本気象予報士会会長に報告し、会長の任命  
をもって支部長とする。
- (2) 副支部長 支部員の互選により2名以内を選出し、日本気象予報士会会長に報告し、会  
長の任命をもって副支部長とする。
- (3) 会計 支部員の互選により1名選出する。
- (4) 幹事 支部員の互選により数名を選出する。他の役員との兼任はこれを妨げない。

## (役員任期)

第6条 役員任期は原則として2年とする。役員再任は、これを妨げない。

- 2 支部長に事故があるときは、副支部長がその職務を代理する。
- 3 役員に欠員が生じたときは、補欠者を選任する。ただし、この場合の任期は、前任者の  
在任期間とする。
- 4 前項の規約にかかわらず、支部長が会務執行上支障がないと認めるときは、改選期まで  
これを行わないことができる。

### **(支部の事業)**

第7条 事業は次のとおりとする。

- (1) 支部員の技術研鑽のための講演会、勉強会の開催
- (2) 気象に関する調査、研究
- (3) 一般に向けた気象分野の啓蒙活動
- (4) その他、支部の目的達成に必要な事業

### **(会議)**

第8条 支部の事業を遂行するために、原則として年1回支部総会を、必要に応じ臨時支部総会を開催する。

- 2 支部総会の議決は出席者の過半数の同意による。
- 3 支部総会及び臨時支部総会の成立要件は、支部メンバーリストに登録している支部員の出席数と委任状（電子メール可）提出の数の合計が、支部メンバーリストに登録している支部員数の4分の1 に達することとする。

### **(支部経費)**

第9条 支部の経費は、日本気象予報士会からの補助金並びに事業収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

### **(会計年度)**

第10条 会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### **(支部細則)**

第11条 各条文の運用については、必要に応じて細則を定めることができる。

### **(規約の変更または廃止)**

第12条 この規約の変更または廃止は、支部総会または臨時支部総会での議決を要する。

### **附 則**

この規約は、2010年4月24日から施行する。

### **附 則**

この規約は、2011年4月23日から施行する。